

資料 1

財 関 第 8 1 2 号

令和 4 年 1 1 月 2 4 日

関税・外国為替等審議会会長

清 水 順 子 殿

財務大臣 鈴 木 俊 一

不当廉売関税の課税について

関税定率法第 8 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり、大韓民国及び中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とする溶融亜鉛めっき鉄線に対して不当廉売関税を課することについて、不当廉売関税に関する政令第 20 条の規定に基づき諮問する。

大韓民国及び中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とする溶融亜鉛めっき鉄線に対する関税定率法第8条第5項の規定に基づく調査の結果、不当廉売された貨物の輸入及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実があり、かつ、当該本邦の産業を保護するため必要があると認められることから、同条第1項の規定に基づき、以下のとおり不当廉売関税を課する。

1. 貨物の供給国

大韓民国及び中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）

2. 課税対象貨物

溶融亜鉛めっき鉄線

3. 税率（一般の関税のほかに課する不当廉売関税の税率）

貨物の供給国	税率
大韓民国	24.5% (※1)
中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）	41.7% (※2)

(※1) 韓国線材 (HANKUK STEEL WIRE CO., LTD.) により生産されたものにあつては、9.8%

(※2) ベカルト (青島) 鋼線産品有限公司 (BEKAERT (QINGDAO) WIRE PRODUCTS CO., LTD.) により生産されたものにあつては、26.5%

4. 期間

5年